

討議資料における表示及び開示に関する諸概念
—第7節「表示及び開示」の検討を中心に—

深 谷 和 広

愛知東邦大学

討議資料における表示及び開示に関する諸概念

－第7節「表示及び開示」の検討を中心に－

深 谷 和 広

目次

はじめに

I. 「討議資料」の主要なポイント

- 1) 「討議資料」：全体の概要
- 2) 「概念フレームワーク」の目的及び位置づけ
- 3) 「開示フレームワーク」と「概念フレームワーク」との関係

II. 「表示及び開示」の全体構成

- 1) 議論項目
- 2) 質問事項

III. 「表示及び開示」の内容

- 1) 表示及び開示のガイダンス
- 2) 重要性のガイダンス
- 3) 表示及び開示要件の形式

おわりに

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は2013年1月に、財務報告開示における利便性と透明性をいかに促進するかを探るべく財務開示ディスカッションフォーラム（以下開示フォーラム）を開催した。この結果、すでに2011年アジェンダ協議を経て決定された「概念フレームワーク」プロジェクトの再開と共に、開示フォーラムで提案された短期・長期計画からなる「開示フレームワーク」プロジェクトがスタートしたことになる。2013年7月、IASBは「討議資料：財務報告に関する概念フレームワークの見直し（*A Review of The Conceptual Framework for Financial Reporting*）」（以下DP）を公表した。本稿では、「開示フレームワーク」プロジェクトに関わるDP第7節「表示及び開示」の内容を検討している。DPにおける第7節の意味を理解する上でDPの主要なポイントに簡単に触れ、第7節での議論項目と質問項目を概観した後、第7節「表示及び開示」の主要な内容を整理している。本稿ではIFRS財団のDP日本語訳を参考にした。

I. 「討議資料」の主要なポイント

1) 「討議資料」: 全体の概要

本DPは国際財務報告基準（IFRS）の開発・改訂を行う際に一貫して使用できる諸概念を提供することでIFRSの改善を実現することを目的として再開された「概念フレームワーク」プロジェクトにおける第1段階の成果と位置づけられる。2012年10月にIASBは「2011年アジェンダ協議」へのフィードバックを受けて2010年に中断していた「概念フレームワーク」プロジェクトを再開した。本プロジェクトは2014年1月を期限とする本DPへのコメントを検討した後、2014年には公開草案を公表し、最終的に2015年には改訂「概念フレームワーク」を完成させることを目標としている。

本DPは、2010年に決定された第1章「財務報告の目的」と第3章「有用な財務情報の質的特性」の内容を踏まえ、更新、改善及び空白の補充を行うものである。2010年以前まで「概念フレームワーク」プロジェクトは米国の財務会計審議会（FASB）との共同プロジェクトであって、8つのフェーズからなる段階的なアプローチを採用していたが、再開に当たってIASB単独プロジェクトと位置づけ、完全な一組の提案とすることを決定している。本DPでは財務報告の一形態である財務諸表（財務諸表注記を含む）に焦点を当てて、早期の公開草案の開発を想定して以下の項目を取り扱っている。

- (a) 財務諸表の構成要素（負債と持分との間の境界線を含む）
- (b) 認識及び認識の中止
- (c) 測定
- (d) 表示及び開示（その他の包括利益（OCI）に何を表示すべきかの問題を含む）
- (e) 報告企業

2) 「概念フレームワーク」の目的及び位置づけ

本DPでは改訂「概念フレームワーク」の主目的をIASBがIFRS開発及び改訂を行う際に一貫して使用することとなる概念を識別することによりIASBを支援することであるとしている。IASBは、基準設定の際のIASBのニーズに焦点を当てることが改訂「概念フレームワーク」のための適切に絞った概念を提供するのに役立つと考えている。このことは改訂「概念フレームワーク」をIFRS開発及び改訂に資するものと明確に位置づけることを意味する。しかしながら、IASBは改訂「概念フレームワーク」はIASB以外の関係者には（a）現行の基準を理解し解釈すること（b）特定の取引又は事象に具体的に当てはまる基準又は解釈指針がない場合には会計方針を策定することを行う際にも役立つ可能性があることも指摘している。

本DPでは、改訂「概念フレームワーク」の位置づけの変更を提案していない。すなわち、基準でも解釈指針でもなく、個別の基準又は解釈指針に優先するものではない。改訂「概念フレームワーク」が完成したならば直ちに使用を開始することになるが、このことが必ずしも現行のIFRSの変更にはつながらずにはならない。なぜなら、現行の基準又は解釈指針を変更する提案はIASBの通常のデュー・プロセスを経ることが必要となるからである。

稀な場合において、財務報告の全体的な目的を果たすために、IASBは「概念フレームワーク」のいくつかの側面と矛盾する基準又は改訂の公表を決定する可能性がある。こうした場合には、IASBは「概念フレームワーク」の当該側面からの離脱及びその理由を、当該基準に関する結論の根拠において記述することになっている。

3) 「開示フレームワーク」と「概念フレームワーク」との関係

「2011年アジェンダ協議フィードバックステートメント」へのコメント提出者は、投資者にとっての開示情報の目的適合性を高めることを確保すること、また作成者への負担軽減をなすためには「開示フレームワーク」が必要であると述べた。コメント提出者は「開示フレームワーク」を次のようなものであるべきと指摘した。

- 開示のニーズを見直し、開示プロセスを簡素化し、作成者のコスト軽減をなすような構造的な方法を提供するもの。
- 開示コストと便益を考慮するもの。
- 重要性かつ目的適合性のある金額のみ開示するために重要性の議論を含めるもの。
- 理解可能かつ目的適合性ある開示であるために明確なコミュニケーションの目的を含めるもの。

IASBは「開示フレームワーク」がIASBのIFRS開発に役立つということに同意して、開示を「概念フレームワーク」プロジェクトの一部として検討することを決定した。また開示フォーラムを開催して議論を促進し、「概念フレームワーク」プロジェクトへのインプットを提供することを提案した。

IASBは2013年1月開示フォーラムを開催し、この結果を受けて2013年5月「開示フォーラムフィードバックステートメント」を公表した。IASBは「開示フォーラム」の議論を通じて、IASB、作成者、監査人、規制当局、投資家にそれぞれ開示に関する問題をもたらす原因があるとの共通認識にいたった。IASBは以下のような短期ステップ・長期ステップ（開示イニシアティブ）を提案した。

図表 1 開示イニシアティブのステップ

短期ステップ	長期ステップ
IAS 1の狭い範囲の改訂(2013年後半)	IAS 1、IAS 7及びIAS 8の転換を目的とする調査研究プロジェクトの開始(2013年)。これが実質的に「開示フレームワーク」となる。調査は概念フレームワークプロジェクトと平行で実施し、次のアジェンダ協議の時点において基準レベルの提案をすることを目標とする。
重要性に関する追加的ガイダンス又教育資料の開発検討プロジェクトの開始(2013年後半)	改訂「概念フレームワーク」を含め、IAS 1、IAS 7及びIAS 8の転換作業を踏まえた上で、すべての基準要件の体系的な見直しを実施する。
新規の公開草案における開示要件を規範性の低い用語で起案する。	

IASBは、現段階「概念フレームワーク」プロジェクトと平行して、上記の短期ステップ・長期ステップ（開示イニシアティブ）の実施を通じ、最終的に「開示のフレームワーク」を設定、全ての基準要件の見直しを構想している。改訂「概念フレームワーク」第7節「表示及び開示」はこの「開示のフレームワーク」を決定する上での基礎となる諸原則を議論するものである。改訂「概念フレームワーク」の第7節は検討された諸原則によってIASBの基準開発又は改訂を支援するものとして「開示フレームワーク」との関係性が想定されるものである。

II. 「表示及び開示」の全体構成

1) 議論項目

第7節の目的と議論された諸項目については以下の通りである。本節の目的はIASBが表示及び開示に関して行う決定の基礎となる諸原則を議論することにある。本節では以下の諸項目を議論する（第7.5項）。

- 「表示」及び「開示」の用語の意味。2つの用語はどのように異なるのか？（第7.9項～第7.13項）
- 基本財務諸表の表示。その目的と基本財務諸表間を含む。（第7.14～第7.31項）
- 財務諸表注記における開示。財務諸表注記に含まれる情報の範囲と開示要件形式を含む。（第7.32項～第7.42項）
- 重要性（第7.43～第7.46項）
- 開示及び表示要件の形式（第7.47項～第7.52項）

2) 質問事項

議論に対するコメントを求めるために本DPでは以下の質問事項を設定している。質問項目を概観すると第7節における問題意識を想定することができる。

Q16 本節は「概念フレームワーク」に含めるべき表示及び開示のガイダンス範囲及び内容に関するIASBの予備的見解を設定している。以下の「概念フレームワーク」に含めるべき範囲と内容に関するIASBの予備的見解に同意するか？

- 基本財務諸表における表示（これには以下の事項を含む）
 - ◆ 基本財務諸表とは何か？
 - ◆ 基本財務諸表の目的
 - ◆ 分類と集約
 - ◆ 相殺
 - ◆ 各基本財務諸表との間の関係

- 財務諸表注記における開示（これには以下の事項を含む）
 - ◆ 財務諸表注記の目的
 - ◆ 財務諸表注記の範囲。これには財務諸表注記の目的を果たすために目的適合性のある情報及び開示の種類、将来予測的情報及び比較情報が含まれる。

同意又は反対の理由は何か？追加的なガイダンスが必要と考える場合には、表示及び開示に関するどのような追加的なガイダンスを「概念フレームワーク」に含めるべきか明記すること。

Q16では、財務諸表と財務諸表注記に関する表示及び開示に関するIASBの予備的見解について論点が示されている。特に、財務諸表注記の開示例は注目される点である（図表2参照）。

Q17 第7.45項は、IASBの予備的見解として、重要性の概念は「概念フレームワーク」で明確に記述されると記述する。従って、IASBは重要性の概念に関する「概念フレームワーク」のガイダンスの修正も追加も提案していない。しかしながら、IASBは「概念フレームワーク」プロジェクト以外で重要性の適用に関する追加ガイダンス又は教育資料の提供を検討している。このアプローチに同意するか？同意又は反対の理由は何か？

Q17はIASBが重要性の概念の変更も追加も行わないことを前提として、IASBが採用する「概念フレームワーク」以外での重要性の適用に関する追加ガイダンスや教育資料の提供を検討するIASBのアプローチに対する意見を求めている。

Q18 開示要件の形式が第7.48項から第7.52項で議論されている。これらはIFRSでの開示ガイダンスの開発又は修正を行う場合には、第7.50項におけるコミュニケーション原則をIASBは検討すべきであるというIASBの予備的見解を含む。コミュニケーション原則を「概念フレームワーク」の一部とすべきであるという点に同意するか？また同意又は反対する理由とは何か？

含めることに同意する場合、コミュニケーション原則の提案に同意するか？これに同意又は反対する理由とは何か？

Q18は表示及び開示要件の形式として開示目的とコミュニケーション原則を設定する点を問題点として掲げている。特に、コミュニケーション原則を「概念フレームワーク」に位置づける点とその内容を論点としている。

Ⅲ. 「表示及び開示」の内容

1) 表示及び開示のガイダンス

まず本DPは財務諸表の「表示」と財務諸表注記の「開示」の用語区分から始めている。本DPでは財務諸表を検討対象とし、基本財務諸表と財務諸表注記に区分してそれぞれ表示及び開示のガイダンス範囲及び内容に関するIASBの予備的見解を提供している。予備的見解を開発するに際し、「概念フレームワーク」の主目的（IFRSの開発又は改訂を支援する）と開示フレームワークに関する他の作業（IAS1、IAS7、IAS8に関する調査研究プロジェクト及び財務諸表表示プロジェクトのコメント見直し、IAS1の狭い範囲の改訂、重要性のガイダンス又は教育資料の開発）を踏まえたものとなっている。

<表示と開示の区分>

本DPは「表示」の用語を基本財務諸表本体における財務情報の開示を意味するものとしている。また「開示」は表示よりも幅広い意味を持つものとする。開示は報告企業に関する目的適合性ある財務情報を利用者に提供するプロセスである。財務諸表注記は基本財務諸表では表示されない目的適合性ある情報を開示する。（第7.10項－第7.12項）。

<基本財務諸表の表示>

現行の「概念フレームワーク」には基本財務諸表の表示に関する具体的なガイダンスは存在しない。本DPではどのような場合に基本財務諸表に表示すべきかを決定するガイダンスはIASBが決定する上で役に立つと判断し、表示ガイダンスとして含めるべきものを大まかに示している。

【基本財務諸表】 財務諸表は全体として企業の財政状態と財務業績の概観を描写する。IFRSは現在、「基本財務諸表」という用語を使用していない。本DPは基本財務諸表と財務諸表注記とに区分する。基本財務諸表とは以下のものである。(第7.14項)

- (a) 財政状態計算書
- (b) 純損益及びその他の包括利益計算書（又は純損益計算書及びその他包括利益計算書）
- (c) 持分変動計算書
- (d) キュッシュ・フロー計算書

【基本財務諸表の目的】 現行の「概念フレームワーク」第1章の財務報告の目的（OB2）に沿って、本DPは基本財務諸表の目的を認識される資産、負債、持分、収益、費用、持分変動及びキャッシュ・フローに関する要約情報を財務諸表利用者が企業への資源提供に関する意思決定に際して有用となる方法で分類・集約して提供することであると提案している（第7.17項）。

【分類と集約】 企業への資源提供に関する経済的決定に際して財務諸表利用者に有効な情報を提供するために、IASBは表示科目、小計への分類及び集約は項目の機能、項目の性質、項目の測定方法などの類似の属性を基礎とすべきであると信じる。(第7.26項)。

【相殺】 相殺は類似しない項目を結合するので、相殺は一般に企業の財政状態と財務業績を評価する上で役に立つ情報を提供しないとIASBは信じている。しかし、この表示が特定のポジション、取引、他の事象のより忠実な表示を提供する場合、IASBは相殺を要求することを選択する可能性がある。またコストと便益の理由で必要と考える場合には、相殺を認めることを選択する可能性もある。(第7.29項－第7.30項)

【基本財務諸表間の相互関係】 どの基本財務諸表もまた他の基本財務諸表に優位性を有するものはないし、これらを一つのグループとして見なければならぬ。基本財務諸表に項目を表示する方法は企業の財政状態と財務業績の全体像を把握する上で利用者を支援するものである。各計算書間や表示される項目間における相互関係を明確にするならば、このことを達成することはより容易になる（第7.31項）。

<財務諸表注記の表示>

現行の「概念フレームワーク」には財務諸表注記の開示に関する具体的なガイダンスは存在しない。開示のガイダンスとして含めるべきものを大まかに示している。

【財務諸表注記の目的】 財務諸表注記は基本財務諸表を支援するものである。したがって、財務報告の目的と第7.17項の基本財務諸表の目的に沿って、本DPは財務諸表注記の目的を以下に関する有用な追加情報を提供することで、基本財務諸表を補完することであると提案している（第7.33項）。

- 企業の資産、負債、持分、収益、費用、持分変動及びキャッシュ・フロー
- 企業経営者及び統治機関が企業資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしているのか

【財務諸表注記の範囲】 基本財務諸表の目的を果たすために、IASBが開示に関する全般的な基準（IAS1など）または特定の基準で要求すると一般に考える開示として、以下のものを識別しなければならないと本DPでは提案する。（第7.35項－第7.36項）

- (a) 報告企業全体に関する情報（以下の点を理解する上で必要な範囲）
 - i) 企業の資産、負債、持分、収益、費用、持分変動及びキャッシュ・フロー
 - ii) 企業の経営者および統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしているのか
- (b) 企業の基本財務諸表において認識された金額。これには金額の変動を含む。（例えば、表示科目の分解、増減内訳表、調整表など）
- (c) 企業の未認識の資産及び負債の性質及び程度
- (d) 企業の資産及び負債から生じるリスクの性質及び程度
- (e) 表示する金額や他の方法で開示する金額に影響を与える手法、仮定及び判断、並びに手法、仮定及び判断の変更

開示のガイダンスは財務諸表利用者が財政状態と財務業績の主要な決定要因を識別でき、資産及び負債から生じる主要なリスク並びに財務諸表で用いられる測定に関する不確実性の原因となる事実を理解できるような十分な情報を、企業が提供する結果になることが必要である。

【将来予測的情報】 財務諸表（財務諸表注記を含む）は現存の資産及び負債、並びに現存の資産及び負債の変動に関する情報を提供する。この財務諸表注記はさらに認識する金額（分解、記述、リスク）及び未認識の（しかし現存する）資産及び負債の追加的詳細を提供する。財務諸表注記は通常では計画または将来の資産及び将来の負債に関する情報を含まない（第7.38項）。

【財務諸表注記開示の種類】 IFRSで開示要件を開発する場合、IASBは対象項目の性質に応じて様々な開示形式を検討することができる。(例えば、分解、記述、増減内訳表、感応度分析など)。図表2「有用な情報を種類別に分解した開示の事例」は有用な情報を提供する可能性のある開示の事例を提供している。(第7.41項)

図表2 有用な情報の種類別に分解した開示の事例

情報の種類	財務諸表注記における開示の事例
報告企業	<ul style="list-style-type: none"> ●子企業、関連会社、親会社などに関する情報 ●ビジネスモデルに関する記述 ●継続企業 ●修正を要しない後発事象に関する記述
基本財務諸表において認識した金額	<ul style="list-style-type: none"> ●基本財務諸表での表示科目の分解 <ul style="list-style-type: none"> ○単一金額の分析 (例えば、表示科目、取引又は事象) ○機能別、性質別、測定別の分析 (基本財務諸表で提供するものと異なる場合) ○満期分析 ○増減内訳表 ○事業セグメント ○関連当事者との取引 ●表示科目間の関係 (例えば、ヘッジ、相殺)
未認識の資産又は負債	<ul style="list-style-type: none"> ●未認識の資産又は負債の金額及び内容の記述 ●当該項目を認識しない理由の記述
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●企業が直面する財務リスクの種類 (その発生源やエクスポージャーを含む。) ●企業がこれらリスクをどのように管理しているのか? ●リスク管理が財務諸表にどのようなインパクトを与えるか?
方法と仮定	<ul style="list-style-type: none"> ●会計方針 ●測定方法の記述 (主要な仮定とインプットを含む) ●測定の不確実性に関する情報を提供するための主要な仮定及びインプットの変動に対する認識・開示された測定値の感応度の数値化 ●代替測定値の記述及び数値化

2) 重要性のガイダンス

IASBは重要性の概念は現行の「概念フレームワーク」において明確に記述されていることを指摘する。すなわち、「情報は、この脱漏や誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づき利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。(QC11)。」したがって、IASBは当該記述を修正することも追加することも提案しない。(第7.43項)

しかしながら、実務上で重要性の概念をどのように適用するのかが財務報告における現在の開示問題の主要な原因であると多くの人たちは見ている。この問題は重要性を検討する際に専門家の判断を利用できていないところがあると指摘されることが多い。これらは過剰な目的適合性のない情報と不十分な目的適合性の情報の両方が開示される結果であると一部の人は考えている。これらの結果、IASBは基準改訂又は教育資料の提供などで重要性の適用のために追加的な資料を提供することを検討している。特に、重要性の追加的資料において特に以下の点を強調することになるだろう。(第7.46項)。

- ある基準の開示要件を満たす情報に重要性があるとは考えられない場合、企業は財務諸表からこの情報を省くことができる。
- ある基準の開示目的又は財務報告目的を満たすためには、基準が具体的に要求する以外の追加的開示を重要性のある項目に要求されるかもしれない。
- 重要性のない情報を開示すると、開示されている重要性のある情報の理解可能性を低下させる可能性がある。
- 基本財務諸表に表示される表示科目に重要性があると決定されたと言っても、自動的に当該表示科目に関する全てのIFRSの開示が企業の財務諸表において重要性があるということにはならない。企業は各開示要件の重要性について個々に評価するだろう。

3) 表示及び開示要件の形式

本DPは、表示及び開示要件の形式では、IASBの予備的見解として、基準要件として開示目的の設定とコミュニケーション原則への配慮を提言している。

<開示目的>

開示及び表示要件を提言する各基準は明確な目的をもつべきである。目的を達成する上でベストな開示及び表示を識別する際には、当該目的こそが企業を導くことになる。IASBは財務諸表の文脈から特定の情報に重要性があるかを企業が判断できるようにするガイダンスを提供しなければならない。重要性がない場合には、この部分の開示は行われず、逆に重要性のある場合には追加的な開示が行われる可能性がある(第7.48項)

<コミュニケーション原則>

IFRSで開示ガイダンスを開発する際には、IASBは幅広い企業環境でどのような情報が有用であるかを検討するだけでなく、当該情報の効果的なコミュニケーションを促進するガイダンスを開発するべきである。効果的なコミュニケーションは忠実な表現という基本的特徴と理解可能性や比較可能性という補強的特徴を反映するものである。本DPでは、IASBが開示要件を設定する際には、以下のコミュニケーション原則に配慮することを提言する(第7.50項)。

- 開示のガイダンスは企業固有の有用な開示の促進を図るべきである。
- 開示のガイダンスはクリアーでバランスの取れた理解可能な開示をもたらすべきである。このために、ガイダンスはできる限り簡単かつ直接的な開示を作成する柔軟性を企業に付与するべきである。
- 開示のガイダンスは何が重要であるのかを財務諸表利用者にハイライトする方法で企業が開示を編成できるようにすべきである。
- 開示はリンクさせるべきである。したがって、開示ガイダンスは可能で適切な場合には相互参照の利用を許可すべきである。
- 開示のガイダンスは財務諸表の他の場所に同じ情報の重複をもたらすべきではない。
- 開示のガイダンスは開示すべき情報の有効性を低減させることなく比較可能性を最大化するように図るべきである。アセスメントは基準が開示を許可又は要求するべきか、また基準が開示形式（例えば、記述ではなく表形式など）を定めるかを決定するだろう。

おわりに

本稿を結ぶにあたり本DP第7節「表示及び開示」の内容に関わる3つの論点を指摘しておきたい。これらはIASBの予備的見解が開示のガイダンスとして十分なものであるのかに関わる重要な論点である。第1に、本DPにおける財務諸表に限定した状況において財務諸表注記に何を記載するのかその論理こそが重要な論点である。第2に、重要性の適用ガイダンスを概念フレームワーク外に設定することの是非が次の論点となる。基準改訂や教育資料の内容はどのようになるのだろうか？本DPでの強調点からある程度想定することができる。最後に、コミュニケーション原則の意義についてである。概念フレームワークにおいてコミュニケーション原則を設定することによって、開示問題においてどのように機能するのか？これもまた重要な論点の一つである。

IASBの「開示フレームワーク」プロジェクトの全体像がまだ見えない現段階において、本DPにおける第7節の意義を十分に評価することは非常に困難なことである。しかしながら、これまでも「開示フレームワーク」に関連する研究がずいぶんと進められてきた。これらの関連する研究成果を踏まえて本DPにおける第7節の意義を検討することが当面の課題である。特に、以下の諸文献の理解を通じて研究を深める必要があるだろう。例えば、欧州財務報告アドバイスグループ（EFRAG）の「討議資料：財務諸表注記開示のフレームワークに向けて」や英国財務報告評議会（FRC）の「討議資料：開示フレームワークロードマップ」などがある。

《参考文献》

- EFRAG : Draft Comment Letter *Re: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting* (Sep.2013)
- EFRAG/ANC/FRC : *Towards a Disclosure Framework for the Notes Feedback Statement on Discussion Paper* (2013).
- EFRAG/ANC/FRC : Discussion Paper: *Towards a Disclosure Framework for the Notes* (2012)
- FRC : *Thinking about disclosures in a broader context – Feedback Statement* (2013)
- FRC : Discussion Paper :*Thinking about disclosures in a broader context A road map for a disclosure framework* (2012)
- IASB : *IAS 1 –Narrow focus amendments :paper8A–8B* (Sep.2013)
- IASB : *A Review of The Conceptual Framework for Financial Reporting* (2013).
- IASB : *Discussion Forum –Financial Reporting Disclosure Feedback Statement* (2013).
- IASB : *IASI:Presentation of Financial Statements* (2012).
- IASB : *Feedback Statement: Agenda Consultation 2011* (2012)
- IASB : *Agenda Consultation 2011* (2011).
- IASB : *The Conceptual Framework for Financial Reporting* (2010)
- IASB : *Practice Statement: Management Commentary* (2010)
- IASB : *Discussion Paper: Management Commentary* (2005)

受理日 平成25年10月1日